

仙台市政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例

仙台市政務活動費の交付に関する条例（平成十三年仙台市条例第三十三号）の一部を次のように改正する。

第十条第八項中「及び第十三条」を「から第十四条まで」に改める。

第十二条第三項中「いう」の下に「。次条において同じ」を加える。

第十五条を第十六条とし、第十四条を第十五条とし、第十二条を第十四条とし、第十二条の次に次の一条を加える。

（収支報告書等の公開）

第十三条 議長は、非開示情報が記録されている部分を除き、前条第一項の規定により保存されている収支報告書等をインターネットの利用により公開するものとする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第十三条の規定は、平成二十九年四月一日以後に交付する政務活動費に係る仙台市政務活動費の交付に関する条例第十条第八項に規定する収支報告書等について適用し、同日前に交付した政務活動費に係る同項に規定する収支報告書等については、なお従前の例による。

理 由

収支報告書等をインターネットの利用により公開するものとするため、現行条例の一部を改正する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。